

山梨県医療的ケア児支援センター施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療的ケア児及びその家族等に対する支援体制を整備するため、知事が山梨県医療的ケア児支援センター設置運營業務を委託する法人に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和三十八年山梨県規則第二十五号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、医療的ケア児及びその家族等に対する相談支援の充実に向け、次の各号に該当する事業とし、別表第1に定める施設の改修事業とする。

- (1) 医療的ケア児及びその家族等の相談環境を整備するもの
- (2) 医療的ケア児及びその家族等の情報交換を行う場を整備するもの

(補助事業者)

第3条 この補助金交付の対象者は、知事が山梨県医療的ケア児支援センター設置運營業務を委託する独立行政法人国立病院機構甲府病院（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は別表第2に掲げるとおりとし、補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とする。

2 補助金の限度額は3,960千円とする。

(補助金交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて令和7年1月30日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。

ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、第5条の規定による補助金交付申請書（様式第1号）の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（補助金交付の条件）

第7条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止し若しくは廃止しようとする場合においては、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものについては軽微な変更とし、この限りではない。
- （2）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- （3）知事は、第5条第2項により補助金に係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額して交付決定するものとする。
- （4）知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等相当額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（実績報告書）

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第4号）に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第5条第2項ただし書きの定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金の交付は、精算払いとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第6号によりすみやかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分)

第 12 条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）に定める耐用年数が経過するまでに、補助金により取得した施設を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは知事に協議し、承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（様式第 7 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第 1 項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第 13 条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかななければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第 12 条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。

ただし、財産処分承認申請書（様式第 7 号）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 11 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第 1

補助対象施設
独立行政法人国立病院機構甲府病院

別表第 2

補助対象事業	補助対象経費	補助率
(1) 医療的ケア児及びその家族等の相談環境を整備するもの (2) 医療的ケア児及びその家族等の情報交換を行う場を整備するもの	工事請負費、委託料、 備品購入費、需用費	10/10